「廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業」の申請に係る「エリア再生計画協議会」加入合意ガイドライン

那須塩原市ツーリズム推進課

１　ガイドラインの目的

本ガイドラインは、令和８年度観光庁補助事業「廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業（※１）」を申請する事業者（※２）に対して、那須塩原市が「エリア再生計画協議会」への加入合意をするための要件等を示すことで、補助事業申請者が円滑に補助事業を申請でき、また、事業が地域の活性化に寄与するものとなることを目的に定めるものです。

※１　以下「補助事業」とする

※２　以下「補助事業申請者」とする

２　エリア再生計画協議会加入の要件

次の要件を満たすように補助事業が申請されることを要件として、那須塩原市はエリア再生計画協議会の加入を検討することにします。

1. 事業者のみではなく、そのエリア周辺の活性化に寄与するように協議会が組織されること
2. 地域団体（自治会等）や観光団体（観光局・観光協会・旅館組合等）も加入すること
3. 自治体はマスタープラン等に関する助言は行うが、計画に関する事業に支出はしないこと
4. 周辺事業は一過性のものではなく、長期的な活性化をもたらすものを実施すること
5. 後継事業者選定や土地・建物の権利関係でトラブルなく、１次支援に採択されたにも関わらず計画倒れとならないこと

※「エリア」の範囲は、自治会単位での規模を想定

3　エリア再生計画協議会加入の依頼

「2　エリア再生計画協議会加入の要件 」に掲げた要件を満たす補助事業を実施する補助事業申請者は、次の書類を準備した上で、指定期日までに那須塩原市に対してエリア再生計画協議会への加入を依頼することができます。

（1）必要書類

- 加入依頼文書（任意様式）
- 事業計画書（廃屋撤去・新施設建設・周辺事業）
- 協議会概要・組織図（案）
- スケジュール（案）
- 廃屋及び土地の各権利者との調整状況を説明する書類（任意様式）、廃屋に関する土地家屋全部事項証明書
- 後継事業者のリスト、各事業者の意向が確認できる書類（LOI：意向確認書等）

（2）提出期限

令和9年1月15日（金）

午後1時

※書類の受領から加入可否の回答まで1か月程度要することがあります。

4　エリア再生計画協議会加入可否の回答について

協議会加入依頼が提出された場合において、那須塩原市は協議会加入の可否について文書により回答をします。

補助事業申請者からの協議会加入依頼から補助事業申請までの流れ

1

補助事業申請者

加入依頼の提出準備および書類提出

加入依頼 →

2

那須塩原市

要件の確認を行い、可否を文書で回答

回答 →

3

補助事業申請者

回答（加入合意）を受領し申請手続きへ

→

4

補助事業申請

国（観光庁）への補助金申請の完了

※ 提出書類の確認および加入可否の回答には一定の期間を要します。

５ その他

- 市がエリア再生計画協議会加入後、本ガイドラインに示した要件を満たさない状態になった場合には、市はエリア再生計画協議会を脱退することがあります。
- 市は、当該事業の採択に関する責任は負わないこととします。
- 補助事業申請者は、当該事業の実施に当たり責任を持って取組み、周辺地域の活性化に繋がるような事業を実施することを前提とします。
- 市は、申請された補助事業が採択となった場合のみ、エリア再生計画協議会に加入することとします。
- 市がエリア再生計画協議会に加入する期間は、最大で補助事業の申請から補助金の受領に関与する期間とします。
- その他、補助事業申請者が公序良俗に反する行為を犯した場合等、市が補助事業申請者に協力することがふさわしくないと認められる場合は、市はエリア再生計画協議会への加入合意を撤回することがあります。